

別表十三(五)

「23」又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		(号該当)		事業年度	法人名	別表十三(五)	
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1				譲渡の日を含む事業年度	
	構造又は用途	2					
	取得年月日	3	・	・	・		・
	所在地	4					計
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル		平方メートル
	譲渡年月日	6	・	・	・		・
	対価の額	7	円	円	円		円
	譲渡価額の帳簿価額	8					
	譲渡に要した経費の額	9					
	計(8)+(9)	10					
差益割合	合	11					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	12					
	構造又は用途	13					
	所在地	14					
	取得年月日	15	・	・	・	・	
	取得価額	16	円	円	円	円	
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	17	・	・	・	・	
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日(18)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	18	・	・	・	・	
	取得した土地等の面積	20	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	21					
	取得価額	22	円	円	円	円	
算	$(16) \times \frac{(20) - (21)}{(20)}$						
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23					
	買換資産の取得のため(7の計)又は(7の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	24					
	圧縮基礎取得価額((16)又は(22))と(24)のうち少ない金額	25					
	買換資産取得の前期末の取得価額	26					
	買換資産取得の前期末の帳簿価額	27					
	圧縮基礎取得価額(25) × (27)/(26)	28					
	圧縮限度額(25)又は(28) × (11) × 100/100	29					
	圧縮限度超過額(23) - (29)	30					
	取得価額に算入しない金額((23)と(29)のうち少ない金額)又は((23)と(29)のうち少ない金額) × (26)/(27)	31					
	対価の額の合計額(7の計)	32	円			円	
対価の額の計算	同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	33					
	特別勘定の対象となり得る金額(32) - (33)	34					
	翌期繰越額の計算	35					
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額(繰入事業年度の(39)と(41)のうち少ない金額)	36					
	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	37					
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	37					
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額(35) - (36) - (37)	38					
	特別勘定に経理した金額	39				円	
繰入限度額の計算	(34)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	40					
	繰入限度額(40) × (11) × 100/100	41					
	繰入限度超過額(39) - (41)	42					
	当初の特別勘定の金額(繰入事業年度の(39) - (42))	43					
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	44					
	当期中に益金の額に算入すべき金額	45					
	期末特別勘定残額(43) - (44) - (45)	46					
	その他参考となる事項						

P63参照

P64参照